

高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2023 三重 実施要項

- 1 趣 旨 三重県ユース年代(U-15)選手が長期にわたり拮抗したリーグ戦を経験することを通して、サッカー技術の向上とフェアプレー精神を培い、健全な心身の育成を図る。また、3種加盟チームすべてが参加できる大会とする。
- 2 主 催 一般社団法人 三重県サッカー協会
- 3 主 管 一般社団法人 三重県サッカー協会3種委員会・リーグ運営委員会・地区リーグ運営委員会
- 4 後 援 (株)モルテン
- 5 協 力 桑員・三泗・鈴亀・津・松阪・南勢・東紀州・伊賀地区3種委員会
- 6 期 間 2023年2月11日(土)～9月23日(土)の8ヶ月間(リーグ開催推奨日を基本とする)
- 7 会 場 出場チームグラウンド・学校施設・公共施設等
- 8 参加資格
 - ①(公財)日本サッカー協会日本サッカー協会(以下、JFA)に第3種または女子に加盟登録したチームおよび選手。
 - ②2008年(平成20年)4月2日以降の出生者。
 - ③中学生が7名以上登録されていること。
 - ④中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ、JFAの女子加盟チーム登録選手を、移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることができる。但し、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。
 - ⑤JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについてはクラブ内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができ、複数のチームから選手を参加させることができる。なお、本項の適応対象となる選手の年齢は第4種年代のみとし、第3種およびそれ以上の年代の選手は適応外とする。
 - ⑥登録チームを複数のチームに分けて参加することができるが、その複数チームが同一部内に登録することはできない。その場合、スタッフの兼任を認める。選手登録については下記「9 登録」に準じて行うこと。
 - ⑦選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。なお、合同チームにおいては、4部リーグでの出場とし、1～3部リーグへ所属することはできない。
 - a. 合同するチーム及び選手は①および②を満たしていること。
 - b. 極端な勝利至上主義を目的とする合同でないこと。
 - c. 大会参加の申込み手続きは、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行う。
 - d. 合同チームとしての参加を各地区3種委員会です承されること。
 - ⑧リーグ日程全てに参加をすること。(原則、参加表明後の棄権は認めない。)
 - ⑨資格について疑義が提出されたときは、(一社)三重県サッカー協会(以下、MFA)3種委員会において審議する。

- 9 登録 ① 1～3部リーグは 2023年1月31日(火) までに所定の用紙を各部運営責任者及び県リーグ担当理事に提出する。
- ② リーグ戦の選手・スタッフの登録については下記の通りとする。
- a. 複数チームがリーグ戦に参加している場合は、上位リーグに出場するチームにおいて、12名のブロック選手を登録する。ブロック指定された選手は下位リーグに出場できない。
 - b. ブロック指定された選手以外は下位リーグへ出場できる。(下位リーグで選手登録を行うこと。)
 - c. 選手の変更・追加及びブロック選手の変更は、リーグ規定で定められた3回のウィンドウ開口期間に行える。(スタッフの追加・変更登録については随時可能とする。)
 - d. 4部リーグ内での選手登録変更期間は別途各地区にて定めることとする。
 - e. 選手の追加・変更登録をする場合は、各リーグ(4部を含む)の運営責任者及び県リーグ担当理事へエントリー表を提出すること。
- 10 リーグ構成 ① 2023リーグは1部、2部、3部(2ブロック制)、4部(6地区リーグ)で実施する。
1部 11チーム、2部 10チーム、3部 14チーム(北7チーム、南7チーム)とする。
- ② 同一登録チームが同一リーグに参加することが出来ない。
- ・ 2部、3部リーグで昇格の権利を得ても、次年度、昇格するリーグに同一登録チームが参加する場合は、次の最上位チームの対象チームを昇格とする。
 - ・ 4部リーグで参入プレーオフ出場の権利を得ても、同一登録チームが3部リーグに参加している場合は、次の最上位チームの対象チームが参入プレーオフ出場権利を獲得とする。
 - ・ 1部リーグ、2部リーグで降格となった場合、降格するリーグに同一登録チームが参加している場合は、参加している同一登録チームを降格とし、1部リーグ及び2部リーグについては自動降格圏の最上位チームから順に、3部は状況に応じて、北ブロックと南ブロックでの該当順位同士のプレーオフを行い、勝者チームを残留とする。(3部リーグにおいては該当チームの降格状況により、残留チームの決定を行うことがある。)
 - ・ 3部リーグから4部リーグ(地区リーグ)へ降格となった場合、降格する4部リーグに同一登録チームが参加している場合、次年度の参加は1チームでの参加とする。
- ③ 【1部リーグ】
- ・ 昇格・残留・降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。
 - ・ 1位チームは三重県代表として東海地域リーグ参入プレーオフに出場することができる。参入プレーオフに勝利した場合は、次年度、東海地域リーグに参入することができる。
- ④ 【2部リーグ】
- ・ 昇格・残留・降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。
- ⑤ 【3部リーグ】
- ・ 昇格・残留・降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。
- ⑥ 【4部リーグ(各地区リーグ)】
- ・ 昇格・残留については運営細則と昇降格についてを参照。
 - ・ リーグ構成は各地区のチーム数に応じて各地区3種委員会にて決定する。原則、1チーム最低10試合以上のリーグを行う。

⑦次年度1～3部リーグに参加しないチームがあった場合、自動降格の上位チームを残留とする。

⑧リーグの昇格、降格に関する詳細は、別に定めるリーグ運営細則によるものとする。

11 懲罰

①本大会は、JFAが定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。

②前項の再委任の範囲は、戒告、けん責及び2試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。

③大会規律委員会の委員長は3種規律フェアプレー部長とし、委員については委員長が決定する。

④大会規律委員会の議事は出席者の過半数を持って決定する。

⑤大会期間中に警告を3回受けた選手等は、次の1試合に出場できない。但し、2回目の累積については2試合に出場できない。

⑥本大会において退場を命じられた選手等は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。

⑦4部リーグにおいては、⑤項の警告の回数については、JFAの規程に則り、要項に明記する。

12 選手の用具

①ユニフォーム

a. JFAのユニフォーム規定に基づいた物を使用しなければならない。

b. ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームをエントリー表にて登録し、各試合に必ず携行すること。（FP・GK用共、同系色を正副としない）

c. シャツは審判が通常着用する黒色と明確に判別できる色を着用すること。（FP・GK用共）

d. ユニフォームへの広告表示については「ユニフォーム規定」に基づき、JFAより承認された場合のみ着用を認める。但し、（公財）日本中学校体育連盟加盟チームは連盟規定によりこれを認めない。また、本大会が年度をまたぐため、着用するユニフォームに表示された広告が承認された物と異なる場合でも、2023年3月31日までは2022年度に承認されていれば、年度内に新たに申請しなくても着用を認める。2023年4月1日以降の着用についてはJFAより承認を受けること。

e. 主審は、対戦するチームのユニフォーム色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

f. ソックスの上にテープまたはその他の材質の物を貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同系色でなくてもよい。また、カーフタイプのソックスを着用する場合、他の選手と同様のデザインとするが、下に履くソックスの色が、カーフタイプのソックスと同色でなくてもよい。

g. アンダーシャツ・アンダーショーツ及びタイツの色は、ユニフォームシャツ、ショーツの主たる色または袖部分と同色とする。

h. 1～3部リーグにおいては上記a～gを適用し、4部リーグにおいては、JFA「選手の用具に関する運用の緩和について」から、各地区にて緩和内容を決定し、適用することができる。また、4部リーグおいての適用内容を実施要項へ記載する。

13 コロナ対策

①JFA及びMFA3種委員会が定める最新の「新型コロナウイルス感染拡大防止」等を順守して、選手・保護者・指導者・大会運営者が協力して感染症対策に努める。その上でできる限り試合環境の確保を目指す。

②本大会開催中の情勢により新型コロナウイルス感染拡大防止対策を決定し、変更していく。

③本大会の新型コロナウイルス感染防止対策責任者はMFA3種委員会県リーグ担当理事が担当する。

14 表彰 1部リーグ、2部リーグについては優勝チームへ盾を、優勝以下第3位までのチームに表彰状を授与する。3部リーグ(各ブロック)、4部リーグは優勝チームに表彰状を授与する。

15 個人情報 本リーグ申込みに関わる個人情報については、本リーグに関する以外には使用しない。
チームの責任の下、選手及び保護者の承諾を得た上で大会に参加すること。

16 医療連絡先 三重県救急医療情報センターコールセンター TEL:059-256-1199

17 その他 ①会場準備、片付け及び補助員は出場チームが行うものとする。

②万が一事故が発生した場合、大会運営者及び指導者は応急処置のみ行い、その後の責任は一切負わない。

③参加者はスポーツ傷害保険に加入していること。

④参加資格に違反もしくはリーグ運営上、不都合な行為が発生した場合には、MFA3種委員会にて対応を協議し以後の処分等を本大会規律委員会で審議する。

⑤本年度1部リーグ優勝チームは三重県第1代表として第35回高円宮杯全日本ユース(U-15)サッカー選手権東海大会(以下、高円宮杯東海大会)へ出場権を与える。

⑥以下のチームを第35回高円宮杯全日本ユース(U-15)サッカー選手権三重県大会(以下、高円宮杯三重県大会)へ出場させる。

a. 1部リーグ優勝チームを除く上位6チーム。(2位～7位)

b. 2部リーグ上位2チーム。

c. 3部リーグ各ブロックの上位1チーム。(北・南ブロックそれぞれの優勝チーム)

d. 各地区リーグの1位チーム及び最多チーム参入地区(計2地区)の計8チームでの出場決定戦勝者2チーム。

e. 2ndチーム以下の出場はできない。2ndチーム以下が該当する場合は次に該当する最上位のチームが出場権を得る。

⑦大会成立要件について下記のように対応する。

【1～3部リーグ】

a. それぞれのリーグにおける年間予定総試合数の70%以上が開催された場合に成立するものとする。2023年9月23日(土)終了時点の結果から勝点獲得率を算出し、高円宮杯三重県大会の出場チーム及び最終順位にて昇格・降格・残留を決定する。

b. 上記aを満たさず、本大会が中止または継続困難となった場合は前期終了時点での結果にて昇格・降格・残留を決定し、成立とする。また、高円宮杯東海大会への三重県代表チームについても前期終了時点での結果にて1部リーグ上位2チームが出場とする。

c. 上記a及びbを満たさない場合は、MFA3種委員会にて協議し、決定する。

【4部リーグ】

a. 各地区にて大会成立方法を決定し、実施要項に記載する。

⑧リーグ参加料を期日までに納入すること。

⑨本要項に記載されていない事項については、MFA3種委員会で決定する。